

第3期千葉県教育振興基本計画（素案）に関する意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
計画全般について	
<p>全体的によくまとまっている。これまでの計画を踏まえ、基本的な考え方を踏襲しながら、章立てや基本目標の立て方、施策の設定も適切である。また、子供をめぐる重大事案の発生に言及するなど、喫緊の課題に対応しようとする高い意識が伺える。さらに協議、検討を重ねて新たな計画を練り上げていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を十分踏まえ、第3期計画の施策を進めてまいります。</p>
<p>「基本理念」が新たに設けられ、県教育政策の根本的な考え方が簡潔で分かりやすい表現で記述されているなど、県民へのメッセージが明確で、県民全体に共有される基本計画を目指して工夫されている。</p>	
<p>昨今の教育をめぐる社会情勢等を冷静に受け止め、基本目標を3から4に増やしつつ、重点的な施策を17から11に整理するなど、メリハリがきいた構成になっていて、基本計画に掲げた施策の実現（目標の達成）に向けての本気度の高さが感じられ評価できる。</p>	
<p>基本的な取組方針が継続されたことで、県教育の取組の方向性にブレのないことが一層明確に示され、教育行政の連続性ととも安定性が感じられる。</p>	
<p>全ての大人が子供の育成に関わることを願う。また、地域で子供たちを支える活動にも支援の目を向けてほしい。</p>	
<p>基本理念が掲げられることで、根本的な教育政策の考え方がわかりやすく、伝えたいことが明確で、教育にかかわる全ての県民が一丸となつて取り組めるように工夫されていると感じた。</p>	
<p>4つの基本目標とそれを下支えする施策11個が、現状を踏まえて整理されていて、何をどう取り組んで最終目標を達成するのか明確になっていて評価できる。</p>	
<p>「子供」の表記は「子ども」に戻してほしい。</p>	<p>第3期千葉県教育振興基本計画における「こども」の表記につきましては、国の第3期教育振興基本計画における記載等に鑑み、「子供」としています。</p>
第1章 計画策定の基本的な考え方	
<p>「いい教育が受けることができるよう」とあるが、「適切な教育」とか「質の高い教育」など、文言をひと工夫してはいかがか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたしました。</p>
<p>「令和2年度から令和6年度まで」を「2020年度から2024年度まで」と変えた方がよい。少なくとも「2020(令和2)年度から2024(令和6)年度まで」と併記した方がよい。</p>	<p>御指摘の箇所を、「令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで」に修正いたしました。</p>
第2章 千葉県教育の目指す姿	
<p>第2章「1 現状と課題」に「日本の世界経済での地位と国内産業の変化」の項目を加えるべき。内容は、製造業の国際競争力の低下とサービス・ソリューションへの移行。</p>	<p>第3期千葉県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、千葉県の実情に応じた現状と課題を踏まえて策定いたしました。</p>
<p>「AIの進展や…」を「AIなど技術革新の進展や…」と変えた方がよい。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたしました。</p>
<p>AI、Society5.0、IoTなどの用語については、脚注をつけるなどのレイアウトの工夫が必要ではないか。</p>	<p>用語解説を作成し、その中で、これらの用語の意味について記載いたしました。</p>

御意見の概要	県の考え方
<p>「千葉県教育をめぐる現状と課題」として、自己肯定感、自尊感情の向上をとりあげることに疑問であり、内容としては不相当と考える。国の教育振興基本計画も参考にしながら、「子ども・若者をめぐる課題」として、多面的な内容を記述してほしい。取り下げを含む全面的な再考と書き換えを求める。</p>	<p>子供たちの自己肯定感を高めることは、子供たちにこれからの時代に求められる資質・能力を育成するうえで重要であると考えております。貴重な御意見として承り、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>P8の最下部4行分「千葉県には、人を支える・・・子供たちの自己肯定感を高める取組を進める必要があります。」については全面削除を求めます。</p>	
<p>高校進学率が98%を超え高校授業料の無償化が拡大した今でも、障害を理由に普通高校への道が閉ざされている。障害者権利条約でもインクルーシブ教育を推進しており、多様な立場の子供たちが包括され、それぞれに必要な支援や配慮が受けられることとされている。もっと障害当事者の意見を教育の場面に反映させてください。</p>	<p>御意見につきましては、今後、施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>「誰一人として取り残さない教育」とあるが、公立高校では毎年160名近くの定員内入学拒否数を野放しにしている。これではどんな基本計画を立案しても障害者差別をなくすことはできず、「誰一人として取り残さない教育」は実現できない。少なくとも、定員遵守すべきであり、計画内に明記すべきである。</p>	
<p>県立高校にエレベーター設置を早急に進めるべきである。</p>	
<p>県立高校でも医療的ケアに学校対応する体制を早急に確立すべきである。</p>	
<p>下記を追加してください。 (2段落目に追加してください) 学校のエレベーター設置が小・中学校では進んできていますが、県立高校は設置が進んでいないため、高校進学をあきらめて特別支援学校の高等部に行かざるを得ないという実情があります。また、児童福祉法に医療的ケア児への対応が新たに加わりました。医療的ケアを必要とする子どもは増えており、小・中学校では対応が徐々に進んできていますが高等学校では対応が遅れている現状があり、早急に取り組むことが求められます。 (4段落目に追加してください) 公立高校を受験しても、定員が空いているにも関わらず不合格とされる子どもがおり、定員内不合格は教育のセーフティーネットである定時制高校においても起きているのが現状です。定員が空いているのに不合格とされ、教育を受ける機会から取り残される子どもがいないようにしなければなりません。</p>	
<p>誰一人として取り残さない教育の実現のため以下の記載を追加してください。 ①児童生徒、保護者、地域住民など多数の人が利用し、災害時には避難先ともなる学校において、バリアフリー化を早急に促進することが求められます。そして、エレベーターを必要とする児童生徒が他の児童生徒と同等の教育を受け校内を自由に移動できるように、エレベーター設置についても早急に取り組むことが求められています。 ②千葉県内の公立高校の入学選抜試験において、毎年定員内であるにも関わらず不合格とされる教育の機会を奪われている生徒がいます。国際人権規約(A規約)では、中等教育においても、すべての者にたいして均等に機会が与えられること、とされています。希望するすべての人が、後期中等教育である高等学校において教育を受けることができるように、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項を見直し、定員内不合格者をゼロにするための取り組みが求められています。 ③医療技術の進歩とともに、現在、医療的ケアを必要とする子どもたちが増えており、公立小中学校での医療的ケアについては取り組みが進んできています。県立高等学校においても早急に医療的ケアのガイドラインを作成するなどの取り組みが求められています。</p>	
<p>「誰一人として取り残さない教育の実現」を取り上げたことは大いに賛同する。しかし、日本あるいは千葉県の現状を考える上で、まず「子供の貧困や格差問題」について取り上げるべきではないか。</p>	<p>御指摘いただいた子供の貧困対策については、施策「多様なニーズに対応した教育の推進」に位置づけ、取り組むこととしています。</p>
<p>スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の役割が発揮できるような条件整備(勤務条件や待遇)と十分な(内容のある)研修・交流の場をつくってほしい。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、検討を進めてまいります。</p>
<p>スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の声を聴く場が余りない。ぜひ当事者の声に耳を傾けながら、取組を進めていってください。</p>	

御意見の概要	県の考え方
<p>パステル系や女の子向けのランドセルを背負っている男子、スカートを履いている男子、髪の毛を長くしている男子(ツインテールやポニーテールを含む)ができるだけ多くの人から好かれるとともに、小学6年間安心して生活できるよう、映像やパンフレットでのPR活動をしてもらいたい。 また、そうした県内の男子小学生の割合をそれぞれ約30%を目標を実現することが望ましい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>千葉県立の高等学校の全てで、女子の運動部(サッカー・バレーボール・バスケットボールなど)の男子マネージャーを確実に積極的に受け入れて欲しい。 女子の運動部のマネージャーでは、男子は少なくとも1~2人、女子は少なくとも1~3人の合計2~5人のマネージャーを受け入れることが望ましい。 女子マネージャーだけでなく男子マネージャーも女子選手を世話することがとても大切である。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>これからの中高生男子は、2030年までに両耳にイヤリングをつけている男子の割合(約30%~40%を目標)、スカートを履いている男子の割合(ワンピースを含めて約30%以上を目標)、髪の毛の長くしている男子の割合(ツインテールやポニーテールなどをしていない人を含んで約30%~40%を目標)をそれぞれ数値の目標を増やすことを実現するために、ポスターを掲示したり、広報やPR活動を伝えたりするなどSDGsの普及啓発活動を積極的に取り組むことが重要である。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>生徒が腕時計をはめるとしたら「文字盤が内側」か「文字盤が外側」か「つけない」および「その理由」を男女別に把握してほしい。また、「文字盤を外側をはめるイメージ」と「文字盤を内側をはめるイメージ」を把握してほしい。 文字盤を内側にはめる生徒の割合を2030年までに男子生徒を30%、女子生徒を50%をそれぞれ目標を実現して欲しい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>千葉県の公立進学校すべてに専門学校指導課と就職指導課を必ず設置して、この2つの指導を積極的な取り組みを強化することが重要である。 就職・公務員コースを新しく設置して、多くの各高校に通う生徒が大学へ進学せず、専門学校や就職の魅力を感じて、専門学校進学と就職をもっと増やして欲しい。 民間企業の就職の求人票の数を100件から200件を目標として増やして欲しい。 新学期になってから、毎回「専門学校に行ったり、就職することを検討しよう。」と全校の先生や生徒に呼びかけて欲しい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>千葉県の公立進学校の高校(普通科)全てに専門学校指導課と就職指導課を必ず設置して、この2つの指導を積極的な取り組みを強化することが重要である。 また、進学校に通う生徒がビジネスマナーなどの科目を勉強して身につけるため、大学へ進学せず就職することが早道であることも重要である。 進学校の先生や生徒に専門学校進学と就職できる魅力を知ってもらうため、「進学校から就職できるためのガイダンス(仮)」と「進学校から専門学校進学するためのガイダンス(仮)」のそれぞれの小冊子を作って欲しい。</p>	
<p>「絆」はルビをふらずに公用文で使っても問題ないか。</p>	<p>「絆」について、「きずな」と振り仮名を付けました。</p>
<p>第3章 第3期千葉県教育振興基本計画の施策・取組</p>	
<p>「誰一人として取り残さない教育の実現」と「ちばの教育の力」の強化に向け、具体的施策を書き込むべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、各施策・取組に、具体的な取組の記載を追記しています。</p>
<p>施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立</p>	
<p>家庭の環境などにより「学び」に差が出ないよう、子供の生活環境の把握や十分な支援がされることを望む。</p>	<p>いただいた御意見を十分踏まえ、第3期計画の施策を進めてまいります。</p>
<p>施策2 道徳性を高める心の教育の推進</p>	
<p>「施策2 道徳性を高める心の教育の推進」に「主権者教育の推進」を新たに追加していただきたい。 また、実施する主な取組の中に、項目として「主権者教育の推進」を追加していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたしました。</p>

御意見の概要	県の考え方
<p>小中高の入学時及び新年度等における、生徒(全員)の自己紹介を廃止することを検討して欲しい。それにより、周りの人やクラスメートからいじめられたりする心配がなくなり、いじめの発生件数及び不登校の児童数は減ると思う。また、ある生徒が一人で孤立したままでも、小学6年間または中学3年間を安心して学校生活ができるサポート体制を整えて欲しい。</p>	<p>いじめの防止については、施策2「道徳性を高める心の教育の推進」に、不登校児童生徒への支援については、施策7「多様なニーズに対応した教育の推進」に位置づけ、取り組むこととしています。貴重な御意見として承ります。</p>
<p>ある生徒(転校生や部活の新入部員を含む)が自己紹介や最初の時、他の生徒に知られたくないときは、先生に「自己紹介したくない」と伝えたい。それにより、周りの人やクラスメートからいじめられたりする心配がなくなり、いじめの発生件数及び不登校の児童数は減ると思う。また、ある生徒が一人で孤立したままでも、小学6年間または中学3年間を安心して学校生活ができるサポート体制を整えて欲しい。</p>	
<p>施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進</p>	
<p>【取組の基本方向】に次の文を追加してください。 ・学校給食の拡充をはかるとともに、各学校種で学校給食を活用した食育をすすめます。 ・県や自治体の福祉機関、地域のNPO等と連携して、経済的困難にある家庭を支援し、児童生徒の食支援に取り組めます。 ・自治体と連携し、各学校種の給食費等の補助を拡充します。夜間定時制高校の給食を再開します。 ・食品ロスや食の安全、栄養問題等の課題について考える学習を、教育活動全体でとります。</p>	<p>学校給食を通じた食育の充実については、施策3の主な取組(3)「食を通じた健康づくりの推進」に位置づけ、取り組むこととしています。その他の御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進</p>	
<p>共生社会にするために、子供を分離する特別支援教育は全く必要なく、むしろ逆であるから、P45～46は全て削除すべきである。</p>	<p>特別支援教育の推進については、今後も本県の重要施策であると考えており、このままの記載といたします。</p>
<p>施策4「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」45ページ、46ページをすべて削除してください。</p>	
<p>特別支援教育は子供を分けて教育するしくみであり、このような教育では、真の共生社会が形成されることはないのので、施策4の記載全て削除してください。</p>	
<p>「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」を「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進」に変えてください。</p>	<p>インクルーシブ教育システムの構築のためには、特別支援教育を着実に推進していく必要があることから、このままの記載といたします。</p>
<p>【現状と課題】の文の6～7行目「特別支援教育」を「インクルーシブ教育」に変えてください。</p>	
<p>障害のある子供が、一人一人の成長を見守られ認められる社会であること、子供も大人も誰もが「障害のある子供たち」を理解し共に生きていく地域であることを望む。そして、特別支援教育に関わる教員の指導力のより一層の向上に努めていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を十分踏まえ、第3期計画の施策を進めてまいります。</p>
<p>【現状と課題】の冒頭に、次の文を挿入してください。 障害のある子どもの教育に関しては、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある子どもが合理的配慮の提供を受けつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう、子供の就学先が本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から決定されるようになり、近年は発達障害を含めた障害のある子どもの幼・小・中・高等学校等への就学も増えています。こうした状況を踏まえ、一人一人の子どもの障害の状態に応じた指導や支援を行っていく必要があります。</p>	<p>御指摘の状況も参考にしつつ、共生社会の形成に向け、特別支援教育を推進してまいります。</p>
<p>【現状と課題】の文の4行目「その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため」を削除し、「障害のある子どもが合理的配慮の提供を受けながら」に変えてください。</p>	<p>中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」等における記載に鑑み、このままの記載といたします。</p>
<p>【現状と課題】の文の5行目「積極的に参加・貢献」の「積極的に」と「貢献」を削除し、「参加」に変えてください。</p>	
<p>【基本的な取組方針】の1行目「通常の学級、通級・・・」の前に「幼・小・中・高等学校等の」を補い、「幼・小・中・高等学校等の通常の学級、通級・・・」に変えてください。</p>	<p>御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>

御意見の概要	県の考え方
医療的ケアが必要な子供の対応を進めてください。その子たちが地域で一緒に暮らせる基礎的環境を早急に整えてください。	御意見につきましては、今後施策を検討し進めていく上での参考とさせていただきます。
・県立高校における医療的ケアのガイドラインを早急に作成してください。	
・高校入試、あるいは様々な場面で「障害のある子」と「そうでない子」と出来る事を比べること自体が差別だと認識してください。	障害のある子供と障害のない子供とが互いに理解し合い、共生社会の形成の基礎となるものとして、特別支援教育を推進してまいります。
・高校受験において定員内不合格をなくしてください。	県立高等学校の入学選抜において、各学校の実態に応じて可能な限り募集定員を確保することとしています。
「早期からの教育相談と支援体制の充実」の最後の2行分を、「障害者権利条約、障害者差別解消法等の理念や内容、合理的配慮、インクルーシブ教育の内容と実践例について校内研修を実施し、教職員一人ひとりが学習・意見交流に深めます。」に変えてください。	御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。
施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり	
第3章「施策・取組」項目に、ICT環境整備など「新時代にふさわしい施設・設備の整備」を加えるべき。千葉県計画の「4 教育投資の充実」には「国への要望」しか書かれていない。米百俵の精神で「次世代を育てる教育の充実の重要性を鑑み全力を挙げて必要な経費・人材等を確保する」旨の趣旨にすべき。	御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。
「質の良い教育」はこなれた文言であるか。「質の高い」なら違和感なく読むことができる。	御意見を踏まえ、修正いたしました。
公立学校と私立学校は連携・協力連携を図るだけでよいのか。公立と私立の切磋琢磨が欠かせないと思う。	いただいた御意見を十分踏まえ、第3期計画の施策を進めてまいります。
進学校の先生が生徒に大学進学を強要したり勧めたりしてはいけない。生徒の勉強量の負担が重く、体を壊す心配がある。また、規則正しい生活が乱れやすくなる。 進学校の先生や生徒が大学進学をこだわってはいけない。進学校の先生が専門学校指導と就職指導の積極的な取り組みができなくなる。また、就職指導の経験不足が深刻になる。 これらの2つをぜひ、ポスターやチラシなどで呼びかけて欲しい。	貴重な御意見として承ります。
第3章「施策・取組」項目に、「生徒の多様なニーズと時代の要請に応える高校改革」を加えるべき。	今後の高校改革については、施策5「人間形成の場としての活力ある学校づくり」に位置づけ、取り組むこととしています。
地域人材、高齢者、専門人材、教員OB等の活用など、40人の生徒に1人の教員という体制からの脱却を追加すべき。	地域人材、高齢者、専門人材、教員OB等の活用については、施策8「家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進」に位置づけ、取り組むこととしています。
県立学校改革推進プランの目標年次である令和3年度以降を見据え、新たな計画の検討に向けた協議会を立ちあげて、長期的な視点に立った地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めてほしい。	御意見を踏まえ、修正いたしました。
施策7 多様なニーズに対応した教育の推進	
高校で学びたい希望のある生徒の中で、点数が取りにくい(障害のある)生徒も教育を受ける機会を失うことがないよう取組を進めるべきである。	障害のある生徒が入学選抜を受験するに当たっては、申請により特別な配慮をすることができ、障害があることにより不利益な取扱いのないようにしています。他の御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。
障害のある生徒が共に学ぶ機会の保障を入れるべきである。その為には、エレベーター設置や医療的ケアの学校対応保障も欠かせない。	
【主な取組】に下記を追加してください。 (5) 障害のある生徒が共に学ぶ機会の保障 ・学校のバリアフリー化を進め、特に設置率の低い高校へのエレベーター設置を早急に進めます。 ・医療的ケアの必要な子どもへの対応を進め、特に対応の遅れている公立高校での対応を早急に進めます。 ・点数の取りにくい障害のある生徒が、定員が空いているのに不合格とされ、教育を受ける機会を失うことの無い様に取組を進めます。	

御意見の概要	県の考え方
<p>【現状と課題】に下記を追加してください。 学校のバリアフリー化、特に設置率の低い高校へのエレベーター設置を早急に進めること、医療的ケアの必要な子どもへの対応を進めること、定員が空いているのに不合格とされ、教育の機会を失う子どもをなくすことが必要です。</p> <p>【取組の基本方針】に下記を追加してください。 ・学校のエレベーター設置を進めます。 ・医療的ケアの必要な子どもへの対応を進めます。 ・定員が空いているのに不合格とされ、教育の機会を失う子どもをなくします。</p>	<p>御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【取組の基本方向】の最下行「外国人児童生徒等の、日本語指導が必要な児童生徒等に対する受入体制の充実を図ります。」の下線部を「日本語指導と学習支援」、「受入体制・進学保障と学習支援」と改め、「外国人児童生徒等の、日本語指導を学習支援が必要な児童生徒等に対する受入体制・進学保障と学習支援の充実を図ります。」</p>	<p>御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【主な取組】(3) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援 の文の5行目「就学支援金の支給」を「就学支援金や奨学のための給付金の支給・拡充」と変更してください。</p>	<p>御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>外国人児童生徒の指導については、少ない時間の日本語指導では学習言語を身に付けたり、授業を理解できる力をつけるまでは届かず、進学時には大きな課題になる。外国人児童生徒に対する指導方針を決められる「教員」が必要である。</p>	<p>いただいた御意見を十分踏まえ、第3期計画の施策を進めてまいります。</p>
<p>【主な取組】(4)「外国人児童生徒等の受入れ体制の整備」を「外国人児童生徒等の受入体制の整備と学習支援」と変更してください。</p>	<p>御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【主な取組】(4)の文に次の内容を追加してください。 ・公立高等学校入学者選抜における「外国人のための特別入学者選抜」について、趣旨に則り、募集枠内であれば志願者を受け入れるようにします。 ・高等学校入学後の日本語学習支援体制を整備します。 ・外国につながる生徒の母語や文化を尊重し、校外外で交流するなどの取組を進めます。 ・異なった文化や価値観を認め合い、千葉県に学ぶすべての児童生徒が多文化共生社会の担い手であることを千葉県教育振興基本計画に明記します。</p>	<p>御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>施策9 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進</p>	
<p>今の多様な生き方の社会に必要な「生涯学習環境」が整い、誰もが学びたいときに学べる学習機会が進められることを願う。</p>	<p>いただいた御意見を十分踏まえ、第3期計画の施策を進めてまいります。</p>
<p>第4章 計画の推進にあたって</p>	
<p>客観的な根拠を重視した教育施策、教育の質の向上のための教育投資の確保、必要な予算を財源措置し真に必要な教育投資を確保など、着実に実現するための留意点を加えるべき。</p>	<p>御意見につきましては、今後施策を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>地教行法第1条の3に定める「大綱」との関連の説明文を加えるべき。基本計画の最終審議と毎年の進捗管理は「総合教育会議」に諮り、その審議内容を県民に公開すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「大綱」との関連の説明を追記しました。</p>